

原子力災害に備えた
出雲市広域避難計画

出 雲 市

平成24年3月作成（暫定行動計画策定）

平成24年4月改正（機構改革による）

平成25年1月改正（避難受入先決定）

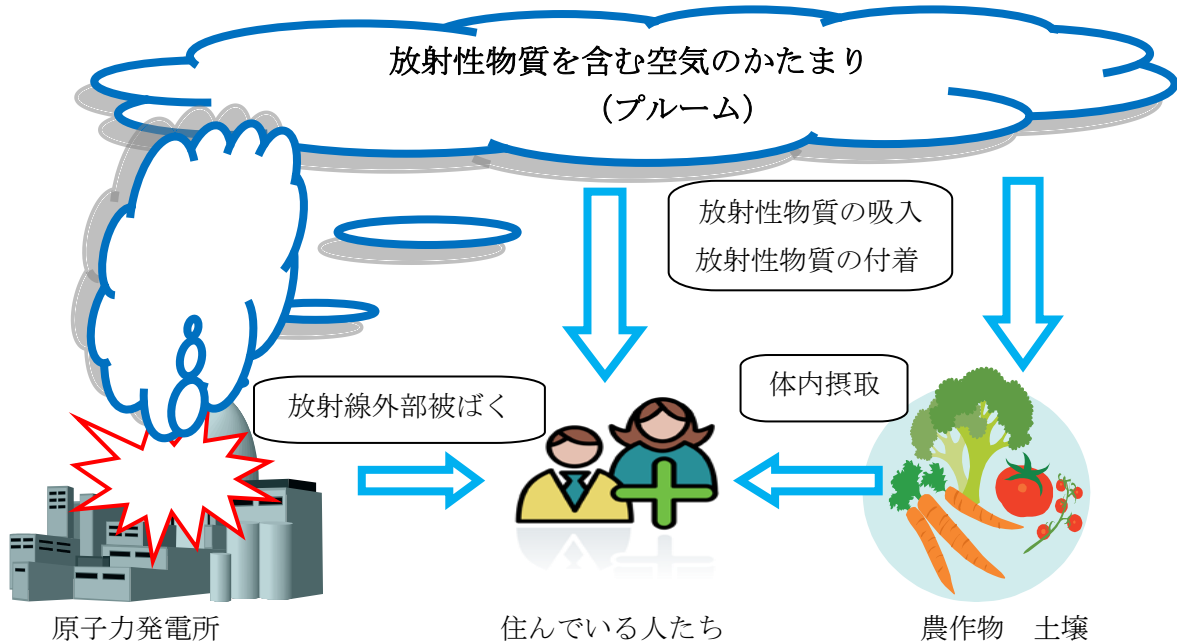
平成26年3月改正

目 次

原子力災害の概念 (放射性物質の大量放出).....	1
1 計画の位置づけ.....	4
2 計画策定の経緯.....	4
3 計画策定に当たっての基本方針.....	6
4 計画の前提.....	7
(1) 避難対象地域.....	7
(2) 避難単位の考え方.....	7
(3) 避難先地域.....	8
(4) 避難等の準備及び実施 (避難等の目安).....	8
5 出雲市の体制.....	12
(1) 市の災害体制の設置基準.....	13
(2) 注意体制・警戒体制・対策本部の設置.....	14
(3) 災害対策本部の設置場所.....	15
(4) 市の広報体制等.....	15
(5) 広報のタイミング.....	15
(6) 伝達先.....	15
(7) 伝達手段.....	16
(8) 伝達内容.....	18
(9) 相談窓口の設置.....	19
6 住民の避難体制.....	20
(1) 避難の基本的な考え方.....	20
(2) 避難の流れ.....	20
(3) 避難先等の確保、周知.....	20
(4) 避難手段の確保.....	21
(5) 避難ルートの設定.....	22
(6) スクリーニング体制の整備.....	22
(7) 園児、児童、生徒等への対応.....	22
(8) 一時滞在者 (観光客・事業所従業員等) への対応.....	23
(9) 外国人への対応.....	23
(10) JR西日本・一畑電車・バス等乗客への対応.....	24
(11) 海上漁業者、遊漁者等への対応.....	24
(12) 避難の確認等.....	25
(13) 避難完了の確認等.....	25
(14) 自主避難した住民の把握.....	25

(15) 避難が長期化した場合の対応.....	25
7 避難行動要支援者等の避難体制.....	26
(1) 避難の流れ.....	26
(2) 避難先の確保及び周知.....	27
(3) 避難手段及び避難ルート等.....	27
(4) 各施設別の避難計画の策定.....	27
(5) 在宅避難行動要支援者等の援護等.....	28
(6) 避難が長期化した場合の対応.....	28
8 安定ヨウ素剤の予防服用について.....	29
9 避難住民の支援体制.....	29
(1) 市内の避難所.....	29
(2) 市外の避難経由所、避難所、広域福祉避難所.....	29
(3) 避難物資の確保.....	30
資料1 出雲市避難受入先一覧.....	31
資料2 一時集結所（緊急集合場所）一覧.....	32
資料3 避難経由所（市外避難）一覧.....	34
資料4 避難所（市外避難）一覧.....	39
資料5 広域福祉避難所（市外避難）一覧.....	45
資料6 避難ルート図.....	47

原子力災害の概念 (放射性物質の大量放出)



原子力災害が起こったら

- 広報車や防災行政無線などの情報に注意する。
- テレビ、ラジオのスイッチを入れたままにし、正確な情報をつかむ。デマ情報に惑わされない。
- 電話での問い合わせは控える。
- 隣近所の人と情報交換・確認をする。

落ち着いて、正確な情報を入手すること

いつ、どこで、どんなことが・・・状況は？ 予測・対策は？

退避・避難などの指示があったら

退避・避難措置の種類

1. 住宅などでの屋内退避
2. コンクリート建屋での屋内退避
3. 避難

1 屋内退避の指示が出た場合

- 自宅、職場、最寄りの公共施設などの屋内に入る。
- 屋外で通報を受けた場合は、タオルやハンカチで口を覆う。
(木綿ハンカチ8つ折りで、約90%の放射性物質を吸わなくて済む。)
- ★ 外から帰ってきたら、顔や手を洗い衣服を着替える。
- ★ すべてのドアや窓を閉め、換気扇やエアコンを停止する。
- ★ 食品に蓋やラップをする。
- ★ 防災行政無線、テレビ、ラジオ、緊急速報メールなどで新しい情報を待つ。

2 退避・3 避難の指示が出た場合

2. コンクリート屋内退避対策

3. 避難対策

●コンクリート建物内に入る。(大きなコンクリート建物に入ると、ガンマ線の強さは1/5以下になる。)

●指示に従い、落ち着いて行動する。

★自宅などの電気、ガスの後始末を忘れない。

★自宅などの戸締まりを忘れない。

★となり近所へ声をかけ、助け合いながら自家用車の乗りあわせを基本として避難する。

★自家用車で避難できない人は一時集結場所(緊急集合場所)へ集合する。

★マスク、外衣を着用する。

1 計画の位置づけ

本計画は、東京電力(株)福島第一原子力発電所における原子力事故を踏まえ、中国電力(株)島根原子力発電所で同様の原子力事故が発生した場合に備え、住民等の円滑な避難等を実施するために、必要な事項を定めるものである。

本計画は、平成25年3月に策定した出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画として位置付けるものであり、今後、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）、島根県広域避難計画、出雲市地域防災計画と連動し、これらの指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

なお、本計画に定めのないものについては、出雲市地域防災計画等によるものとする。

2 計画策定の経緯

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一発電所の原子力災害では、従来の防災対策を重点的に充実すべき区域（EPZ）の目安である10kmの範囲を大きく超える地域に避難指示などが出され、さらに放射性物質の影響は広範囲に及び長期化するなど、従来の原子力防災体制では、十分な対応が出来ない状況となった。

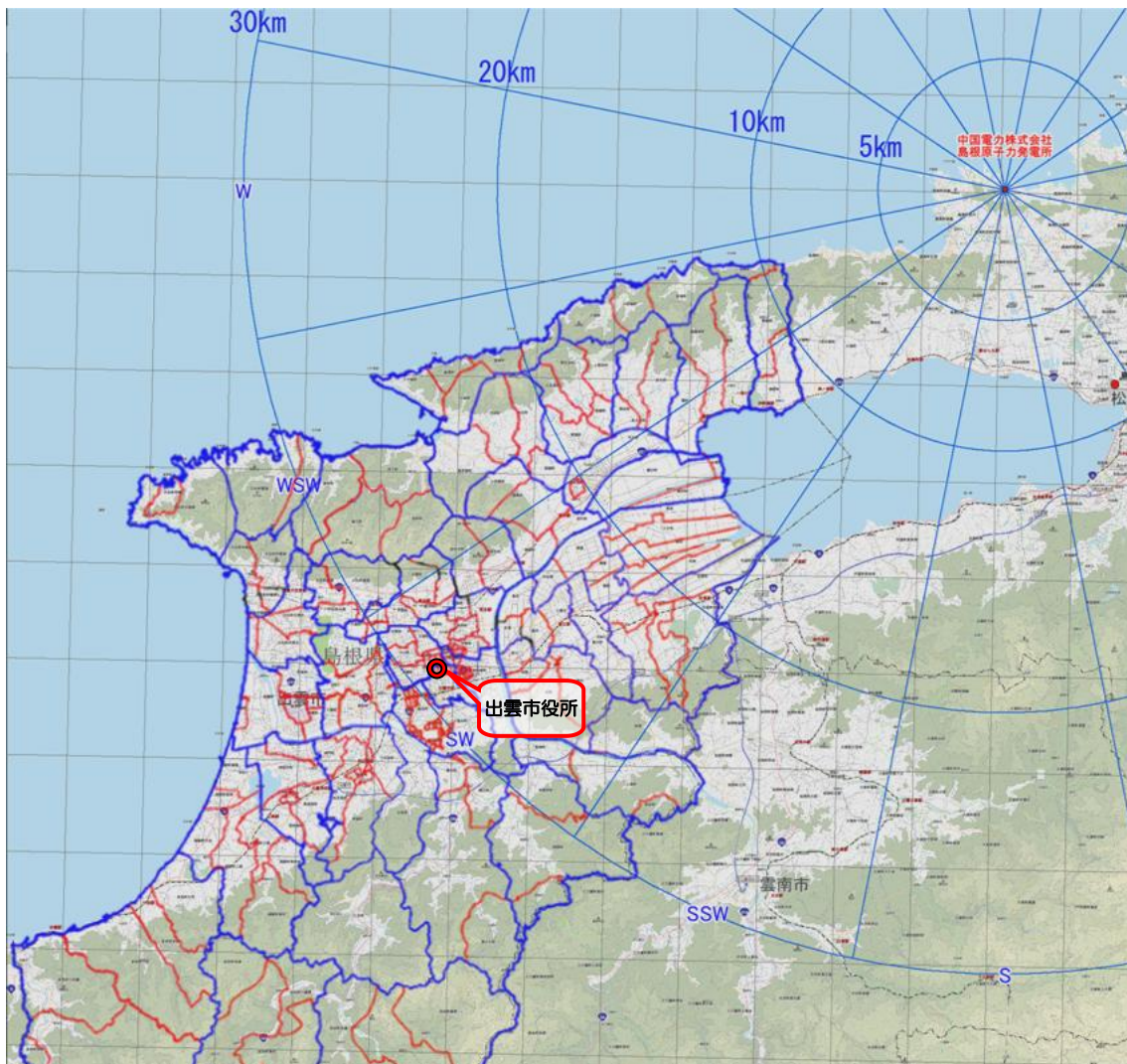
本市は、平成24年3月に、国の方針が全て明示されない状況の中、福島原発と同様な事故が発生した場合に備え、「出雲市原子力災害暫定行動計画」を策定した。

平成24年9月には、国の防災基本計画（原子力災害対策編）が改正され、PAZ（5km圏内）及びUPZ（30km圏内）を管轄に含む地方公共団体は、広域避難計画をあらかじめ策定することとされた。

その後、島根県は、平成24年11月、関係4市（松江市・出雲市・安来市・雲南市）との連携により、県内市町及び中国各県・市町村の協力を得て、出雲市の避難先を広島県内の市町とした「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、市においては、平成25年1月に、市内における避難先を定めた。

さらに、平成25年9月の国の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、このたび本市において、より実効性のある詳細な計画として「原子力災害に備えた出雲市広域避難計画」を策定した。

PAZ（5km 圏内）、UPZ（30km 圏内）の範囲図



3 計画策定に当たっての基本方針

本計画は、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国の原子力災害対策指針の改定や、島根県が作成した「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」との整合を図りつつ、下記に示す4点を基本方針として策定した。

- (1) 避難実施時の混乱を極力回避するため、住民や防災関係者等への情報伝達が確実に行われるような体制を確立し、避難先及び避難ルート等をあらかじめ公表する。
- (2) 島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、段階的避難指示等がなされるものと想定する。
- (3) 避難の実施時に特に配慮が必要である避難行動要支援者等（在宅要支援者、社会福祉施設入所者、病院等入院患者等）の安全かつ迅速な避難体制の確立を図る。
- (4) 本計画は、原子力災害という特殊な災害の発生を前提とし、避難先自治体の理解と協力を得て作成するものであり、地域防災計画（原子力災害対策編）と合わせ、作成時及び改定の都度避難先自治体と連携する。

4 計画の前提

(1) 避難対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「出雲市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」とする。

※原子力発電所での事故の事象により、これより範囲が広がる場合や狭まる場合も当然考えられるが、この計画を基本として臨機応変に運用するものとする。

【対象地域及び人口】

※人口：平成26年2月末現在

区域（距離圏域）	地区名（コミュニティ単位）	人口
5 km～10 km	伊野 ※伊野地区については、地区の一部が10km圏内に入る。避難についてはコミュニティ単位を基本とするため、5km～10km圏内に全ての人口が入るものとする。	1,373
10 km～20 km	佐香・東・檜山・灘分・久多美・平田・西田・北浜・荘原・出東	36,188
20 km～30 km	国富・鰐淵・直江・久木・伊波野・出西・阿宮・鳶巣・川跡・上津・高浜・大津・四絡・今市・遙堪・鶴鷺・塩冶地区の一部（塩冶善行町、塩冶町の一部[※]、塩冶有原町、上塩冶町、天神町、築山新町）・高松地区の一部（白枝町、浜町）・朝山地区の一部（朝山町）・稗原地区の一部（宇那手町、稗原町）	83,897
合計		121,458

[※]塩冶町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいう。

(2) 避難単位の考え方

避難区域及び避難所の決定については、避難時の情報伝達体制、災害時要支援者ネットワーク事業の実働範囲であること、避難前後の安否確認等がスムーズに行えること、避難後の避難所でのコミュニティの重要性等を考慮し、コミュニティセンター（地区災害対策本部）単位での避難行動を基本とする。

ただし、塩冶地区・高松地区・朝山地区・稗原地区については、その一部のみが30km圏内に入るため、コミュニティセンター単位ではなく町内会等必要最小限区域での避難とする。

なお、本市内が地震・津波など他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて本計画をもとに柔軟に対応する。

(3) 避難先地域

本市における広域避難先（地域）は、次の2通りとする。

- ①市内避難（出雲市内の30km圏外地域へ避難する地区と避難先地域）
- ②市外避難（広島県内の市町へ避難する地区と避難先市町）

避難対象範囲	避難先（市町村名等）		収容人数
島根原子力発電所から30km圏内の地域（出雲市）	① 島根県	古志、神門、神西、長浜、須佐、窪田、多伎、湖陵、大社、荒木	約5.0万人
	② 広島県	広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	約18.0万人
	計	2県・13市町	

※各地域の詳しい避難先・避難施設については資料1～5に示す。

(4) 避難等の準備及び実施（避難等の目安）

避難等の実施について、原子力規制委員会が策定した原子力防災対策指針に基づき、UPZ圏における防護措置は、「屋内退避」を基本とし、放射性物質の放出後は、緊急モニタリング等の結果を踏まえて、原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター※）において決定される「避難」や「一時移転」を行うこととなる。

※オフサイトセンター

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力施設で緊急事態が発生した際、国の「原子力災害現地対策本部」や都道府県および市町村の「災害対策本部」などが「原子力災害合同対策協議会」を組織し、情報を共有しながら連携の取れた応急対策を講じるための拠点施設。

①放射性物質放出前における避難等指示

原子力施設の状態等（設備や放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等）に基づき、設定された基準である緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level、以下「EAL」という。）における、3つの区分に応じて、防護措置を実施するものとする。

ア 市は、施設敷地緊急事態となった段階で、国及び県からの要請により、住民に対して屋内退避の準備を発令する。

イ 市は、全面緊急事態となった段階で、国及び県からの要請により、住民に対して、屋内退避を発令する。

ウ PAZ圏内の退避が終了した後においても、発電所の事故が継続又は深刻化した場合は、国から発電所からの距離区分に応じて段階的に予防的な避難の指示が行われるものと想定する。

その際の距離区分については次のとおりとする。

・概ね5～10km ・概ね10～20km ・概ね20～30km

【EALの3つの区分】

※警戒事態（EAL1）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者等（災害時に援護を必要とする者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

なお、「避難の実施に通常以上の時間がかかる」とは、避難先が病院等の特別な施設に限定され、移動に特別な車両等を要するような、他の住民に比べて避難実施に時間を要するケースを想定しており、避難行動要支援者であっても家族や周辺住民の支援により、他の住民と一緒に避難できる者は施設敷地緊急事態要避難者に該当しない。

※施設敷地緊急事態（EAL2）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急的に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

※全面緊急事態（EAL3）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

②放射性物質放出後における避難等指示

放射性物質が放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果に基づ

き、防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル」(OIL:Operational Intervention Level、以下「OIL」という。)と照らし合わせ、防護措置を実施するものとする。

島根原子力発電所の全面緊急事態における避難等の指示(UPZの範囲)については、緊急時モニタリングによる測定結果、運用上の介入レベル(OIL)の値を超えた場合実施される。

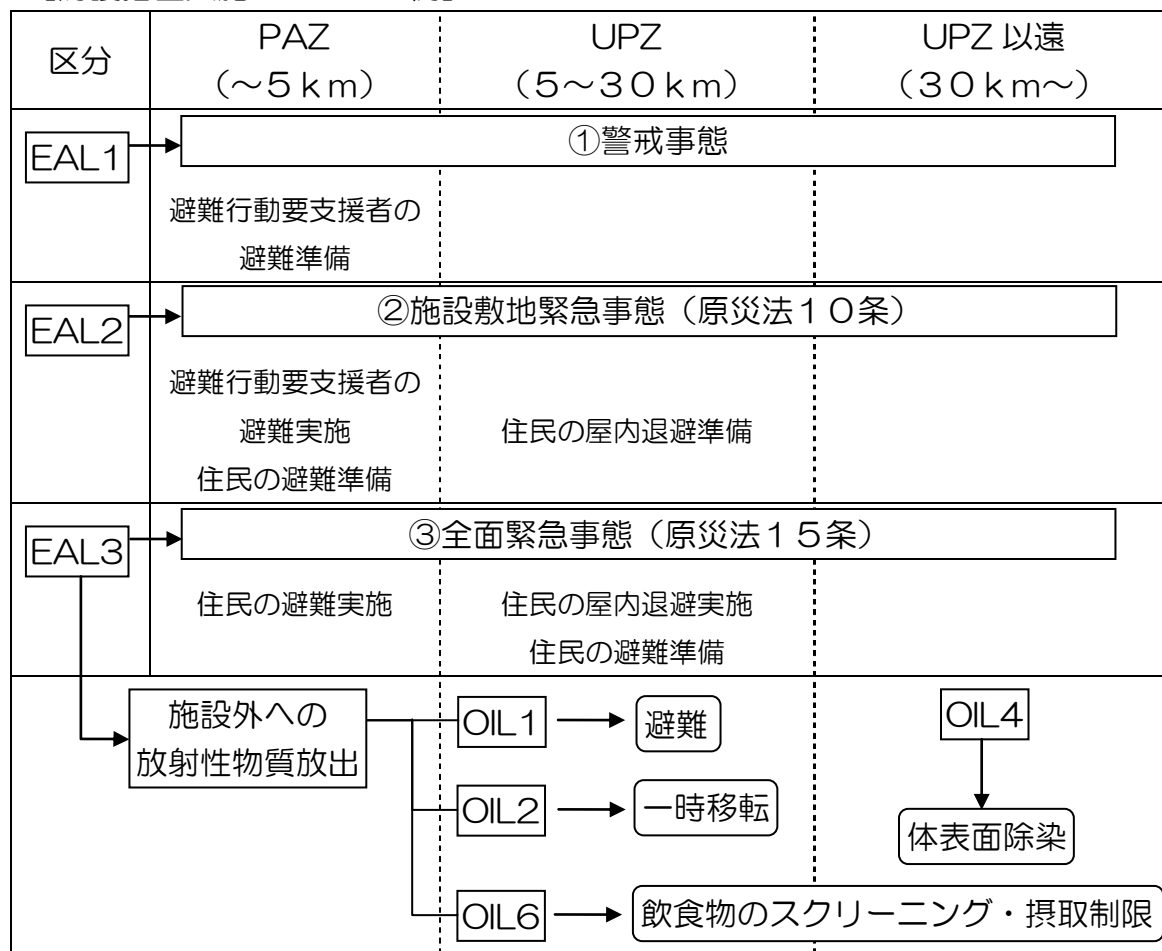
ア 放射性物質の放出後は、県が国、市及び中国電力(株)と連携して迅速に実施する緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で示された基準により、国から県に対して避難等の指示が行われるものとする。

【防護措置実施の判断基準】

基準の種類	初期設定値	防護措置の概要
OIL1	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を測定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL2	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※原子力災害対策指針から抜粋

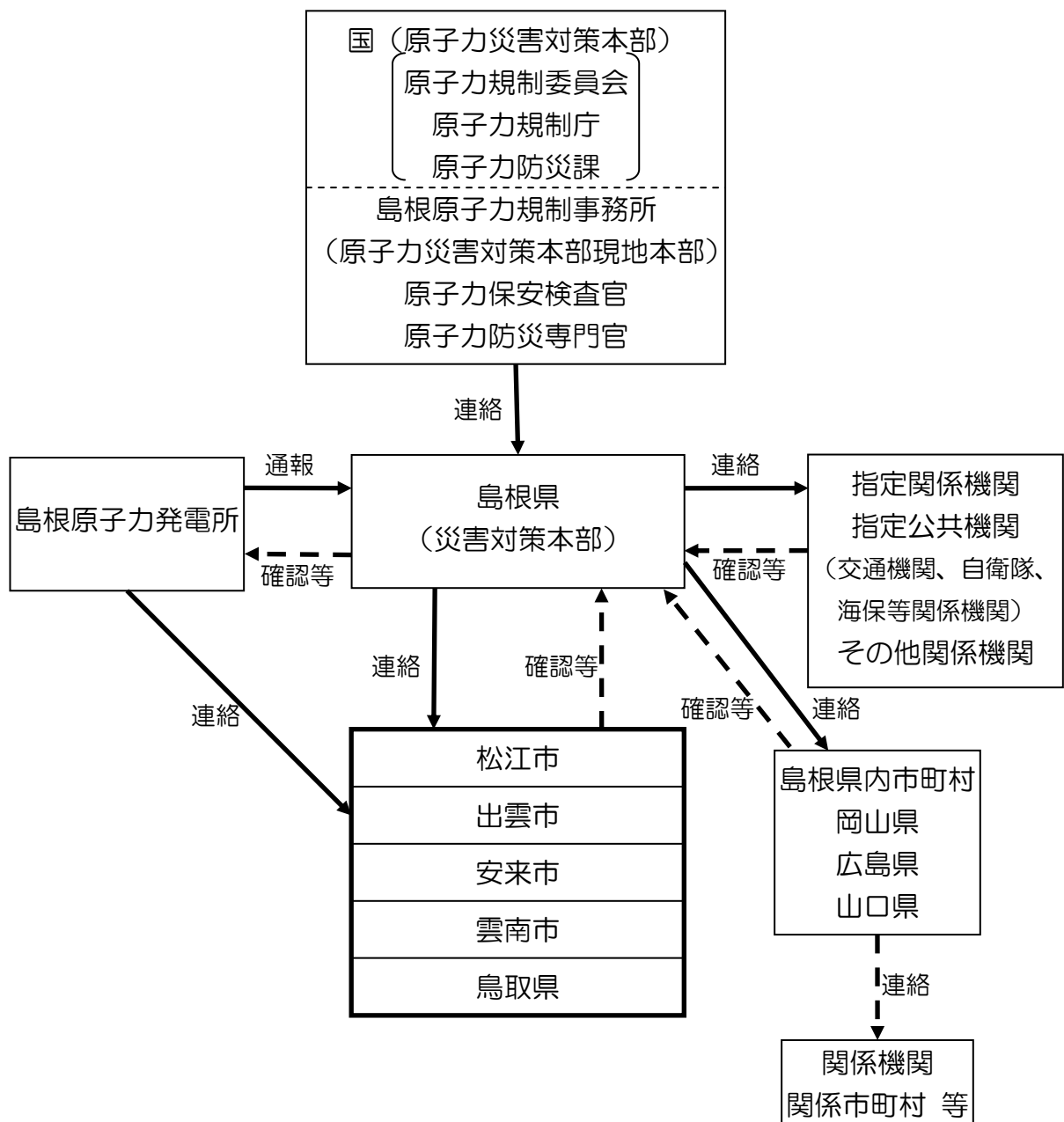
【防護措置実施のフローの例】



5 出雲市の体制

市は、中国電力㈱から協定第9条に基づく異常時の連絡や、島根県から警戒事態等の発生時の連絡があった時は、直ちに「出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき体制に入り、島根原子力発電所の事故等に関する情報や、避難、屋内退避及び避難準備情報の発令等について、住民広報や関係機関に対して情報連絡を速やかに行うものとする。

【情報連絡系統図（警戒事態等の段階以降）】



(1) 市の災害体制の設置基準

出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める設置基準は、以下のとおりとする。

区分	体制決定者	人 員	設 置 基 準	主 な 処 理 事 項
【注意体制】 (1次体制)	防災安全管理監	防災安全管理監が必要と認めた課の職員	・発電所から、協定第9条の異常時における連絡があったとき	1. 情報収集と共有 2. 職員への注意喚起 3. 発電所への職員派遣
【警戒体制】 ※1	副市長	防災安全管理監が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	・発電所から、協定第9条の異常時における連絡があり、防災安全管理監が副市長と協議し安全確認等を行う必要があると認めたとき	1. 情報収集と共有 2. 職員への準備喚起 3. 関係機関との連絡 4. 地区災害対策本部(自主防)への情報提供
災害対策本部 第1次 災害体制 ※2	市長	防災安全管理監が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	・特定事象発生(10条)の通報を受けた場合 ・特定事象発生(10条)の通報がなされない場合であっても、原子力防災対策上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき	1. 情報収集 2. 職員への準備喚起 3. 関係機関との連絡 4. 地区災害対策本部(自主防)設置要請 5. 地区担当職員出動 6. 住民広報 7. 相談窓口開設 8. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動準備 9. 避難所運営班出動準備 10. OFCへ副市長派遣 11. OFCへ職員派遣 12. 体制移行準備 13. 避難行動要支援者の避難準備要請
災害対策本部 第2次 災害体制 ※3	市長	全職員	・原子力緊急事態宣言が発出されたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき	1. 情報収集 2. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動 3. 避難所運営班出動 4. 避難状況確認 5. 安否確認 6. 住民広報 7. 拳市的災害対策 8. 相談窓口開設 9. 県にバスの調整依頼

※1 発電所から協定第9条(下記)の異常時における連絡があったとき

- ①原子炉施設等の故障関係
- ②放射性物質の漏えい関係
- ③放射線被ばく関係等

※2 原災法10条発生の通報があったとき

「第10条通報」は、原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者（中国電力）の現場所長によって、放射線の検出が5～500 μ S/h以上となった場合に出雲市等へなされる緊急通報

※3 内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法第15条）が発出されたとき

「第15条通報」は、全電源喪失・冷却材喪失など原子炉そのものの損傷またはそれを予測する事態の発生となった場合に、原子力事業者（中国電力）の現場所長によって、出雲市等へなされる緊急通報を意味し、内閣総理大臣は、考慮の余地なく直ちに原子力緊急事態宣言を公示する。

（2）注意体制・警戒体制・対策本部の設置

①注意体制

市は、中国電力(株)から協定第9条に基づく異常時の連絡を受けた場合は、関係職員及び関係課による注意体制に入り、事象の状況把握に努める。

②警戒体制

市は、中国電力(株)から協定第9条に基づく異常時の連絡を受け、防災安全管理監が安全確認等を行う必要があると認められた時は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び中国電力(株)等関係機関と連携を図りつつ、事故対策のための警戒体制をとり、原子力防災専門官、発電所等から情報を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況把握に努める。

③災害対策本部（第1次災害体制）の設置

市は、施設敷地緊急事態時（原災法第10条）の通報を受けた場合または通報がなされない場合であっても原子力防災上必要と認められる時、その他市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部（第1次災害体制）を設置する。

さらに、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者をオフサイトセンターへ派遣し、これを長とする現地対策本部を設置する。

④災害対策本部（第2次災害体制）の設置

市は、全面緊急事態時（原災法第15条）の通報を受けた場合または通報がなされない場合であっても原子力防災上必要と認められる時、その他市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部（第2次災害体制）を設置する。

(3) 災害対策本部の設置場所

出雲市の災害対策本部は、市庁舎3階庁議室・大会議室に設置する。

電 話 0853-21-6606

FAX 0853-21-6574

代表メール bousai@city.izumo.shimane.jp

(4) 市の広報体制等

市は、住民に対して、島根原子力発電所の事故等に関する情報の住民広報を適宜行い、原子力災害合同対策協議会から避難、屋内退避及び避難準備等の連絡があった場合は、速やかに発令する。

(5) 広報のタイミング

市は、住民広報について、混乱を避けるためあらかじめ広報のタイミング、内容等を整理し、原子力災害合同対策協議会からの指示により実施する。

<住民広報のタイミング（例示）>

- ア 警戒事態等の段階に至った場合
- イ 特定の事態に至った場合（施設敷地緊急事態（原災法10条事象）、全面緊急事態（原災法15条事象、原子力緊急事態宣言）等）
- ウ 特別の体制（警戒本部、災害対策本部設置等）をとった場合
- エ 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- オ 住民避難、屋内退避、避難準備等を指示する場合
- カ 放射性物質が放出された場合
- キ モニタリングの状況がまとまった場合
- ク その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

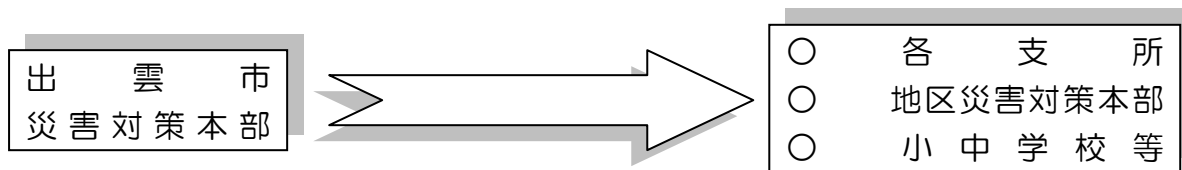
<住民広報の内容（例示）>

- ア 事故等の状況
- イ 市、関係機関の対応状況
- ウ 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること
（対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項 等）
- エ その他（注意事項 等）

(6) 伝達先

- ① 出雲市における避難対象範囲の避難対象者への情報伝達については、できる限りの手段を用いて行うとともに、災害対策本部各支部（各支所：佐田・多伎・湖陵・大社・平田・斐川）及び各地区災害対策本部（コミュニティセ

ンター)、小中学校等へ速やかに情報の伝達を行う。



(7) 伝達手段

情報の伝達については、多様な媒体を用いて正確かつ迅速に行う。

(※出雲市の情報連絡手段については地域防災計画による。)

① BizFAX

地区災害対策本部への主な情報伝達手段

② 防災行政無線

防災行政無線の放送範囲

有効区域：佐田地域 多伎地域 湖陵地域 斐川地域 出雲南部地域

③ エフエムいずも

エフエムいずもが運営するコミュニティFM

原子力災害時においては、エフエムいずもからの放送職員の派遣を受け、適時適切な情報提供を行う。

有効区域：出雲市平野部（佐田、多伎、大社海岸部、平田海岸部を除く）

④ 大社ご縁ネット

大社地域限定の有線放送

有効区域：大社地域

⑤ 情報いずも

JAいずもが運営する有線放送

有効区域：出雲地域、佐田地域

⑥ ひらたCATV 音声告知端末 テロップ放送

ひらたCATVが運営するケーブルテレビ。平田支所から音声による告知放送ができる。

有効区域：平田地域

⑦ 出雲ケーブルテレビ テロップ放送

出雲ケーブルビジョンが運営するケーブルテレビ。緊急時には防災安全課からメッセージを入力しテロップ放送ができる。

⑧ 一斉連絡応答システム

大社地域限定の防災メール相互連絡システム

⑨ しまね防災メール

⑩ 緊急速報メール（エリアメール） 『ドコモ：au：ソフトバンク』

出雲市内の携帯電話保有者に対して一斉に避難情報等を伝達できる。

有効範囲：出雲市内全域（携帯電話通話可能区域）

※携帯電話の機種によっては受信できない場合があります。

⑪ 市広報車による広報

市は、避難対象範囲の市民等に対して、広報車による広報活動を随時行う。

（市広報車保有台数：12台）

⑫ 出雲市ホームページ

⑬ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

(8) 伝達内容

警戒広報から屋内退避、避難までは、国または県からの指示を基本とする。

① 警戒体制時広報（例）

（チャイム）

こちらは、出雲市です。

（本部設置後：出雲市災害対策本部からのお知らせです。）

島根原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

〇〇地区のみなさんは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難が想定されることから外出は控え、自宅に留まり、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この地区内の事業所のみなさんは、従業員の帰宅準備をお願いします。

この地区内に滞在している旅行者等は、帰宅準備をお願いします。

その他の地区の皆さんは、特別な対応の必要はありませんが、無用な外出は控えて今後の市からのお知らせや、テレビ、エフエムラジオ、緊急速報メールなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

こちらは、出雲市でした。

（チャイム）

② 屋内退避（レベル1）時広報（例）

（チャイム）

出雲市災害対策本部からのお知らせです。

島根原子力発電所の事故により、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区の皆さんは、自宅などの建物内へ退避してください。

また、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

〔外から帰ってきた人は顔や手を洗い、うがいをして下さい。〕

事業所の皆さんは、帰宅又は屋内に退避して下さい。

この地区内に滞在している旅行者等は直ちに帰宅するか、近くの一時集結所へ集合してください。

一時集結所の場所は、出雲市災害対策本部へお問い合わせください。

この地区の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの誘導、指示に従ってください。

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、エフエムラジオ、緊急速報メールなどの情報に注意してください。

今後も、およそ30分毎に状況などをお知らせします。なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

こちらは出雲市災害対策本部でした。（チャイム）

③ コンクリート屋内避難（レベル2）、避難指示（レベル3）時広報（例）

（チャイム）

出雲市災害対策本部からのお知らせです。
島根原子力発電所の事故により、次の地域の皆さまは直ちに避難してください。
〇〇地区のみなさんは、予め定められた一時集結所へ避難してください。
車で避難される方は、乗り合わせにより避難してください。
バスで避難される方は〇〇時〇〇分までに予め定められた地区の一時集結所へ集合してください。

一時集結所は□□□□です。

火の元や戸締まりなどに気をつけて、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、〔マスクや上着を着用して〕歩いてお集まりください。

この地区内に滞在している旅行者等は直ちに帰宅するか、近くの緊急集合場所へ集合してください。

緊急集合場所の場所は、出雲市災害対策本部へお問い合わせください。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、出雲市災害対策本部へご連絡ください。
（以上繰り返し）

こちらは出雲市災害対策本部でした。
（チャイム）

（9）相談窓口の設置

市は、国及び島根県と協力して、住民の不安に答えるための住民相談窓口を設置する。

6 住民の避難体制

市は、国や県から避難や避難準備等に関する情報連絡があり、避難や屋内退避、避難等の準備を指示する場合は、対象地区に対して速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。

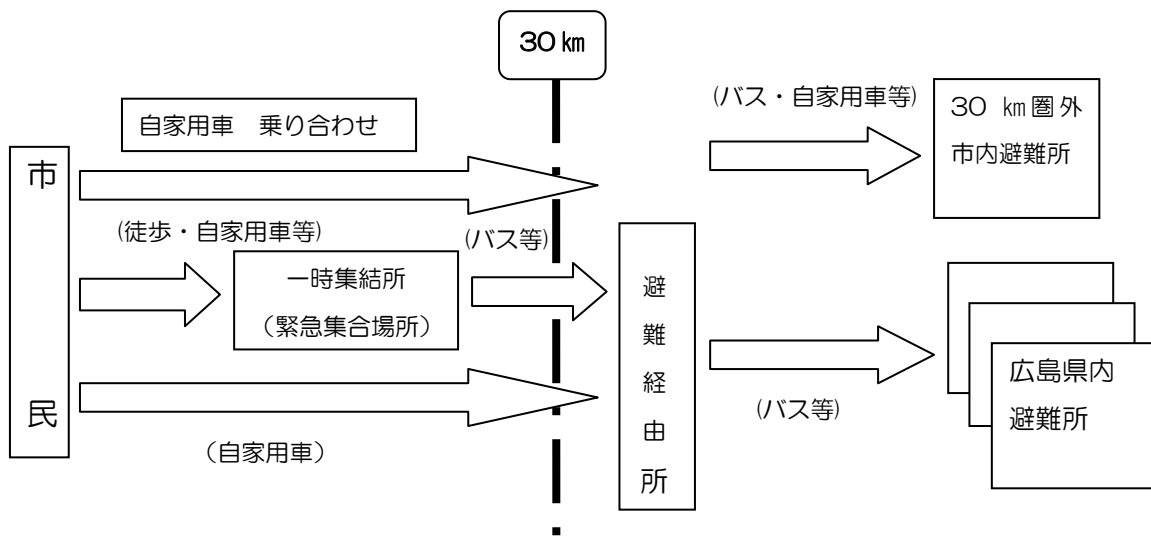
(1) 避難の基本的な考え方

① 避難は、多くの市民が自家用車により避難することを想定する。

自家用車避難が困難な市民については、市が設置する最寄りの一時集結所等から、県が、国、関係機関の協力を得て確保したバス等公共的手段により、集団避難を実施する。

② 自家用車での避難を主とするため、避難に際しては自家用車を持たない隣人等へ声を掛ける、子供や妊産婦の方、介助が必要な人等を最優先するなど、地域の「絆」と「思いやり」、「助け合い」を尊重した避難を実施する。

(2) 避難の流れ



(3) 避難先等の確保、周知

① 市は、コミュニティセンター単位（一部は町内会単位）で避難ができるよう、島根県と連携し、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を選定し、一時集結所、避難ルート等と合わせて市民へ事前に周知する。

- ② 市は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行う。

一時集結所選定の基準

- ア 通信連絡手段が確保できること
- イ 緊急時に開設が可能であること
- ウ コンクリート造が望ましい
- エ 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- オ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- カ バス等大型車両が付近まで侵入可能であること等

- ③ 市及び県は、避難先自治体内に避難住民が一旦立ち寄る避難経由所を避難先自治体の協力を得て選定し、避難実施の円滑化を図る。
- ④ 原子力災害発生時において、避難指示の発令が見込まれる段階で、市は、島根県を通じて、あらかじめ定めてある避難先自治体と避難受け入れについての調整を行う。また、市は避難を実施する段階で避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行う。
- ⑤ なお、あらかじめ定めている避難先自治体が、被災等によって避難の受け入れが困難な場合は、県は国と連携して、あらかじめ他の自治体等と避難住民の受け入れの調整を行う。

(4) 避難手段の確保

- ① 自家用車での乗り合わせによる避難を基本とするが、自家用車での避難が困難な方については、県が、国、関係機関の協力を得て確保したバス等により避難する。
- ② 鉄道等での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用する。
- ③ バス等の避難手段については、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら、一時集結所等必要な箇所へ手配する。
- ④ 県は、バス等での避難が困難な場合や、確保台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行う。

市内で登録されているバスの台数

- ・市所有のバス 27台
- ・市内保有バス 378台 ※平成25年3月末現在

区分	所有者	台数
自家用車輛	会社・ホテル・旅館等の送迎用車輛	188台
事業用車輛	路線バス・高速バス等	190台
合計		378台

(5) 避難ルートの設定

- ① 市は、避難先を踏まえ、概ね地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定する。
- ② 避難ルートについては、島根県警察本部等が策定する交通規制・避難誘導計画に定める避難ルートとする。(参考 資料6)
- ③ 島根県及び市は、避難準備の指示又は屋内退避の指示が見込まれる段階で、災害の状況や避難先の選定状況を踏まえて、島根県警本部等関係機関とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定する。

(6) スクリーニング体制の整備

- ① 県は、国(本部、オフサイトセンター)からの指示に基づき、あらかじめ整備した体制による避難住民へのスクリーニング[※]を実施する。

[※]スクリーニングとは

原子力施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所等において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けをすること。

- ② 県は国と連携して、今後国の原子力災害対策指針等で示される避難住民等に対するスクリーニングを行う基準、タイミング、測定レベル等を踏まえて、スクリーニング実施場所等をあらかじめ設定し、スクリーニング器材等の整備、スクリーニングに要する人員体制や手順等の検討を国や関係する自治体等と連携して進め、スクリーニング体制を整備する。

- ③ 市は、県が実施するスクリーニングに可能な限り協力する。

※なお、国・県からはスクリーニングについての詳細な考え方が示されていないため、今後、示された場合には、この計画を修正する。

(7) 園児、児童、生徒等への対応

授業中に島根原子力発電所において住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合は、校長・園長を中心とした学校災害対策体制をそれぞれ設置し、市災害対策本部及び出雲市教育委員会(以下「市教委」という。)からの指示・情報に基づき、児童、生徒、園児等及び教職員等施設関係者の安全確保を図る。

そのため、学校等は下記の対応に備え、あらかじめ保護者への連絡方法・連絡先を確認するとともに、必要事項等について周知しておく。

また、在宅中の場合は、各自宅、地域での集団行動とする。

- ① 緊急事態発生時の対応

・各学校災害対策体制の設置(本部長：校長・園長、副本部長：教頭)

- ・市災害対策本部及び市教委からの情報入手と伝達
 - ・児童、生徒、園児等及び教職員等施設関係者の安否等の確認
 - ・緊急でない電話や携帯電話の通話は控える。
 - ・テレビやラジオ等による国・県の情報にも注意する。
- ② 警戒体制時（県からの通報または、中国電力から協定第9条連絡があった場合）の対応
- ・保護者に迎えを要請して、児童、生徒、園児を保護者とともに帰宅させる。
この場合において、保護者に連絡等がつかない、又は親等が迎えに来られない児童、生徒、園児については、親等の迎えが来る間は各学校及び園において教職員とともに屋内で退避する。
- ③ 突然の屋内退避指示時の対応
- ・教室や体育館など校舎等内に入るよう指示
 - ・児童、生徒、園児等及び教職員等施設関係者の安否等の確認
 - ・屋外にいた場合は、屋内退避時に顔や手洗いうがい等を行う。
 - ・ドアや窓は閉め、換気扇は止める。
 - ・マスクや上着の着用など、外部被ばくを避けるための注意喚起を行う。
- ※放射線量の測定結果や事故の収束状況等に応じて、安全が確認された場合には、市災害対策本部と協議のうえ、自宅退避対応や避難対応に移行する。
- ④ 突然のコンクリート屋内退避、避難指示時の対応
- ・市災害対策本部から学校等に、避難の指示を行う。
 - ・マスクや上着を着用して、持ち物を最小限にまとめる。
 - ・市災害対策本部が手配したバスに乗車させ、避難所へ輸送する。
 - ・避難前避難後の児童、生徒、園児等及び教職員等施設関係者の安否等の確認。
 - ・避難後は保護者へ連絡し、確実に引渡しをする。

（8）一時滞在者（観光客・事業所従業員等）への対応

避難指示地区（地域）に一時的に滞在する観光客、事業所の従業員等住所を有しない方に対しては、防災行政無線、エフエムいずも（ラジオ）、緊急速報メール（エリアメール）、SNS等を通じて避難情報を提供する。帰宅が困難な観光客については、本計画により避難することを原則とする。

（9）外国人への対応

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、やさしい日本語や外国語、身振り、手振りによるコミュニケーションを図り、孤立させないように配慮する。

また、事故の情報、放射性物質の拡散状況等が的確に伝わるよう、多言語による情報提供に努めるものとする。

(10) JR西日本・一畑電車・バス等乗客への対応

① JR西日本

JR西日本の電車乗客に対する警戒、避難等の情報伝達は、国及び島根県災害対策本部からの情報に基づき、JR西日本が車内放送等を通じて行う。

② 一畑電車

一畑電車の乗客に対する警戒、避難等の情報伝達は、市災害対策本部からの情報、テレビ、ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、SNS等の情報に基づき、一畑電鉄株が車内放送等を通じて行う。

③ 路線バス

路線バスの乗客に対する警戒、避難等の情報伝達は、市災害対策本部からの情報に基づき、バス事業者へ情報を伝達し、車内放送等を通じて行うとともに、自らテレビ、ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、SNS等の情報により自主的に判断し、車内放送等を通じて行う。

④ 平田生活バス

平田生活バスの乗客に対する警戒、避難等の情報伝達は、市災害対策本部からの情報に基づき、災害対策本部平田支部は直ちに委託業者へ情報を伝達する。委託業者は、車内放送等を通じて行うとともに、自らテレビ、ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、SNS等の情報により自主的に判断し、車内放送等を通じて行う。

⑤ 多伎循環バス

多伎循環バスの乗客に対する警戒、避難等の情報伝達は、市災害対策本部からの情報に基づき、災害対策本部多伎支部は直ちに委託業者へ情報を伝達する。委託業者は、車内放送等を通じて行うとともに、自らテレビ、ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、SNS等の情報により自主的に判断し、車内放送等を通じて行う。

⑥ 航空機

航空機利用者及び空港利用者に対する警戒、避難等の情報伝達は、国及び島根県災害対策本部からの情報に基づいて、出雲空港管理事務所及び航空事業者が館内（機内）放送等を通じて行う。

(11) 海上漁業者、遊漁者等への対応

海上漁業者・遊漁者等に対する警戒、避難等の情報伝達は、島根県災害対策本部からの情報に基づいて、第八管区境海上保安部が船舶放送を通じて行うと

ともに、消防本部からの指示により、水難救済会が無線放送等により行う。

(12) 避難の確認等

- ① 避難バスへの乗車中に、災害対策本部職員（市職員）が氏名・住所・連絡先を記載した避難者名簿を作成する。
- ② 自家用車で避難する場合の安否確認方法は、次のとおりとする。
 - ア 避難する市民が自治会長等を通じて各地区災害対策本部へ申し出るとともに、その後地区災害対策本部が市災害対策本部に報告する。
 - イ 避難する市民が直接市災害対策本部へ連絡する。
- ③ 地区住民の出張等による一時的な不在者情報も、自家用車での避難と同様とする。

(13) 避難完了の確認等

- ① 避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、市災害対策本部の指示又は要請により、戸別に訪問して行う。
- ② 避難を拒否する市民に対しては、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、定期的に戸別訪問の上、避難を促すとともに、必要最低限の生活物資を支給する。

(14) 自主避難した住民の把握

避難指示又は避難準備情報が発令された段階で、市外の親戚、知人宅等へ自主避難する市民が発生することが想定されることから、市は自主避難した市民の把握に努める。

- ① 市は、自主避難した市民の把握のため、あらかじめ災害対策本部の連絡先、退避先について周知する。
- ② 市は、個人でそれぞれ避難先を確保し自主避難する住民が少なからず発生することを想定し、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、自主避難する住民の把握に努める。

(15) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県及び市が連携して賃貸住宅や仮設住宅等へ、できるだけ早期に移転できるよう努める。
- ② 国、島根県及び市は連携して早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させるよう努める。

7 避難行動要支援者等の避難体制

避難行動要支援者[※]や避難所生活で介助等が必要な者については、避難時及び避難所滞在時に特段の配慮が必要であることから、広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難を行うこととし、病院等入院患者は直接病院へ避難を行う。

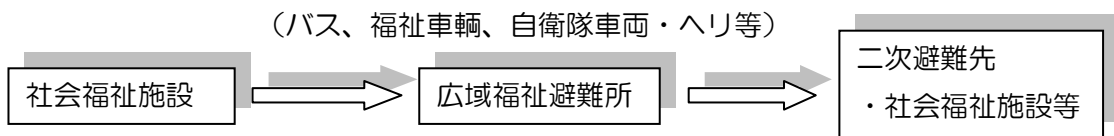
なお、避難行動要支援者等の避難については、避難に伴うリスクを考慮し、避難先や避難手段の確保など避難準備が十分に整った段階で行うことが望ましいが、準備に時間を要する場合は、準備が整うまでは屋内退避を基本としながらも、その置かれた状況に応じた避難を行うこととする。

[※]避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者。

(1) 避難の流れ

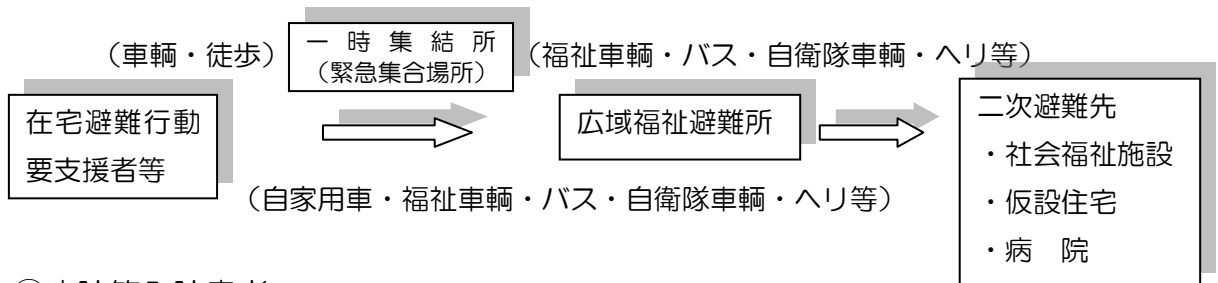
① 社会福祉施設入所者



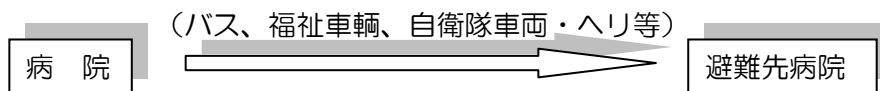
※社会福祉施設通所者については、避難準備情報等が発出された段階（警戒事態）で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行うことを原則とする。

なお、避難準備の指示があった後、帰宅する間がなく避難指示が発令された場合は、施設の支援により一時集結所又は広域福祉避難所に避難を行う。

② 在宅避難行動要支援者等



③ 病院等入院患者



(2) 避難先の確保及び周知

- ① 市は島根県と連携し、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設入所者及び在宅の避難行動要支援者等の避難先（広域福祉避難所）を定めておき、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておく。
- ② 原子力災害時に避難準備の指示又は屋内退避の指示が見込まれる段階で、島根県及び市は、あらかじめ定めてある避難先となる避難先自治体へ避難受け入れについて要請し、避難準備を整える。避難先等が決定した段階で、市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡し、避難指示の発令後、準備が整い次第避難を行う。
- ③ 島根県は、避難先の自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる複数の病院からなる避難先地域を定めるなど避難体制を整えておく。
- ④ 原子力災害時に避難準備の指示又は屋内退避の指示が見込まれる段階で、島根県は、あらかじめ定めた避難体制に基づき、避難病院と連携して、避難先県や医療関係者等への避難の受け入れ要請や調整を行い、患者の病状等に応じた避難先病院を決定する。

避難手段等が決定した段階で、該当病院等へ避難手段及び避難ルート等を連絡し、避難指示の発令後、準備が整い次第避難を行う。

(3) 避難手段及び避難ルート等

- ① バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。
- ② 島根県は、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者等とあらかじめ協議し、避難行動要支援者等の避難手段確保の手順、体制を整える。
- ③ 避難ルートは、基本的に住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認しておく。

(4) 各施設別の避難計画の策定

- ① 社会福祉施設、病院等は、あらかじめ原子力災害発災時の対応を定めた避難計画を策定する。
- ② 島根県は、社会福祉施設、病院等の計画策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行う。

(5) 在宅避難行動要支援者等の援護等

市は島根県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者等への情報伝達、援護等の方法をあらかじめ定めておく。

(6) 避難が長期化した場合の対応

- ① 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、島根県は市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の避難行動要支援者等は、概ね1ヶ月以内、それ以外は概ね6ヶ月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるようにする。
- ② 島根県は、移転先が広範囲に及ぶことが想定されることから、国が中心となった支援体制の構築を働きかける。

8 安定ヨウ素剤の予防服用について

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防・低減する安定ヨウ素剤の予防服用については、国から一定程度の考え方は示されたが、配布に関する課題が山積している。現在、原発立地の13道県で設置された「安定ヨウ素部会」において、配布体制や方法等実務についての検討中がなされており、それらが明らかとなった段階で島根県の方針を踏まえ本計画を修正する。

9. 避難住民の支援体制

市は、国、島根県及び避難先自治体と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

(1) 市内の避難所

市は、国からの指示に基づき、避難所開設予定施設から必要な避難所を選定し、これを開設する。避難所の運営は、出雲市地域防災計画及び出雲市避難所運営マニュアルにより適切に運営する。

(2) 市外の避難経由所、避難所、広域福祉避難所

① 避難経由所の開設・運営

島根県からの避難受入要請（広島県経由）により、避難先自治体が避難経由所を開設し、運営する。

- ア 避難経由所の開設
- イ 避難者の誘導
- ウ 避難所・広域福祉避難所への避難者誘導
- エ その他必要な事項

② 避難所の開設・運営

○初動段階（避難開始後1週間から10日後）

市が初動段階で対応できない避難開始後1週間から10日後までにおいては、避難先自治体が避難所の開設及び運営をはじめ、避難者の支援に係る全ての業務を行う。

避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず避難先自治体が行う。

- ア 避難所の開設
- イ 避難者登録
- ウ 避難者名簿の共有

エ その他必要な事項

○避難開始後1週間から10日経過後

市は、避難先自治体が開設した避難所へ職員を派遣し、避難先自治体の協力を得て、避難所を運営する。

派遣された職員は、出雲市地域防災計画及び出雲市避難所運営マニュアルにより適切に運営する。

市はできるだけ早期に、避難住民、市職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行するよう努める。

市は、避難先自治体の協力を得て、避難先自治体毎に庁舎又は避難所の一部に現地の支援拠点（臨時出張所等）を開設するものとし、派遣された職員は拠点の開設、運営に当たる。

③ 広域福祉避難所の運営

島根県からの避難受入要請（広島県経由）により、避難先等の調整が整った後に、避難先自治体が広域福祉避難所を開設し、運営する。なお、基本的な運営については、避難所と同様な対応とする。

ア 広域福祉避難所の開設及び支援

イ 広域福祉避難所特有の業務等

ウ ヘリコプターで搬送された避難行動要支援者の移送

エ その他必要な事項

(3) 避難物資の確保

① 避難所への食糧や毛布等避難物資については、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。

② できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資が迅速かつ円滑に供給される体制を整える。

資料1 出雲市避難受入先一覧

市内避難	
避難元地区名	避難先地域
伊野	大社地域荒木地区
東	
佐香	
檜山	
灘分	大社地域杵築地区
久多美	長浜地区
平田	湖陵地域
	佐田地域
北浜	多伎地域
西田	
出東	神門地区
	古志地区
荘原	神西地区
補完	乙立地区
	日御碕地区

市外避難	
避難元地区名	避難先自治体
鰐淵	広島県海田町
国富	広島県安芸高田市
久木	広島県安芸高田市
直江	広島県北広島町
阿宮	広島県安芸太田町
伊波野	広島県広島市
出西	広島県広島市
高浜	広島県広島市
遙堪	広島県広島市
四絡	広島県広島市
川跡	広島県広島市
大津	広島県広島市
稗原	広島県坂町
今市	広島県廿日市市
朝山	広島県大竹市
鳶巣	広島県府中町
上津	広島県熊野町
塩冶	広島県呉市
高松	広島県呉市
鵜鷺	広島県江田島市

資料2 一時集結所（緊急集合場所）一覧

地区名	一時集結所（緊急集合場所）
伊野	東地合集会所、西地合公民館、伊野小学校、伊野コミュニティセンター、島根ゴルフ倶楽部センターハウス
東	青少年の家サンレイク、一畑寺、東小学校、東コミュニティセンター
佐香	佐香コミュニティセンター、坂浦漁村センター、小伊津自治会館、三津自治会館、佐香漁村集会所、JFしまね三津出張所
檜山	旭丘中学校、檜山小学校、檜山コミュニティセンター
灘分	浄蓮寺、灘分小学校、平田文化館・福祉館、勤労青少年ホーム、灘分コミュニティセンター、光幼稚園、みなみ保育園、ひらた子育て支援センター
久多美	上岡田公会場、平田農業就業改善センター、中部保育所、久多美小学校、久多美交流館、平田高校、久多美コミュニティセンター
平田	平田文化館・福祉館、平田体育館、みなみ保育所、平田幼稚園、平田勤労青少年ホーム、ひらた子育て支援センター、平田中学校、平田保育所、平田コミュニティセンター、平田スポーツ公園セントラルハウス、平田体育館、旧平田教育会館、出雲市役所平田支所、旧本陣記念館、平田学習館、平田高校、平田小学校、ショッピングセンターVIVA
北浜	神宮寺、塩津漁民センター、光中学校、小島集会所、北浜小学校
西田	浄蓮寺、西郷東公民館、西田小学校、光中学校、ショッピングセンターVIVA、西田コミュニティセンター
出東	斐川東中学校、出東小学校、出東保育園、出東コミュニティセンター
荘原	荘原小学校、斐川文化会館、荘原保育園、荘原コミュニティセンター、社会福祉センター四季荘、まめなが一番館、第1体育館、東部保育園
鰐淵	鰐淵小学校、別所集会所、お茶の里唐川館、鰐淵小学校猪目分校
国富	康国寺、ブラッツ金山館、国富小学校、国富コミュニティセンター、平田自動車学校、美談コミュニティセンター、東禅寺
久木	久木コミュニティセンター、直江保育所、斐川西中学校、中部小学校
直江	斐川西中学校、中部小学校、第2体育館、直江コミュニティセンター
阿宮	阿宮コミュニティセンター、上阿宮第1集会所、上阿宮第3集会所、上阿宮公会堂、上組公民館、下阿宮第2公民館、原組公民館

地区名	一時集結所（緊急集合場所）
伊波野	斐川西中学校、中部小学校、伊波野保育園、斐川西中学校、アクティひかわ、西野小学校、伊波野コミュニティセンター
出西	出西保育園、企業化支援センター、出西コミュニティセンター、西野小学校
高浜	高浜コミュニティセンター、高浜小学校
遙堪	遙堪小学校、樽戸谷集会所、上遙堪総合センター、遙堪幼稚園、遙堪児童クラブ、遙堪コミセン、こぐま保育園、入南総合センター、鍵ヶ崎総合センター、島根ワイナリー、菱根総合センター、菱根原公会堂
四絡	四絡コミュニティセンター、四絡小学校、第3中学校、出雲ドーム
川跡	川跡コミュニティセンター、さんぴーの出雲、川跡幼稚園、北陽小学校、第3中学校、出雲ドーム
大津	大津コミュニティセンター、大津小学校、出雲第1中学校、出雲商業高校、出雲商工会館、大津幼稚園、出雲体育館、瀧川産業株式会社
稗原	稗原コミュニティセンター、稗原小学校、稗原交流センター
今市	今市コミュニティセンター、出雲高等学校、出雲体育館、今市小学校、中央保育所、今市幼稚園、出雲科学館、出雲市社会福祉センター、ビッグハート出雲
朝山	朝山コミュニティセンター、朝山小学校、南中学校、南部福祉センター（交流センター）
鳶巣	鳶巣コミュニティセンター、県立大学短期大学部出雲キャンパス、出雲北陵高校（体育館）
上津	上津コミュニティセンター、上津小学校、
塩冶	塩冶コミュニティセンター、出雲市民会館、出雲工業高校、出雲第2中学校、塩冶小学校、塩冶幼稚園、出雲科学館、出雲高等学校（第2体育館）、ニューウエルシティ出雲、ビッグハート出雲、出雲市隣保館
高松	高松コミュニティセンター、高松小学校、出雲農林高校、浜山中学校、出雲文化伝承館、あすなる保育園、（株）出雲総合卸売市場
鵜鷺	鵜鷺小学校、ほっとうたほ、JFしまね大社支所鵜峠荷捌所、ほっと八千代のさと

資料3 避難経由所（市外避難）一覧

避難元	避難ルート（資料6）	避難先	避難経由所	住所
国富	①県道 161 号斐川出雲大社線⇒国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル) (⇒国道 184 号(志津見ダム付近) ⇒県道 325 佐田八神線⇒飯石広域農道) ⇒国道 54 号 ②県道 161 号斐川出雲大社線⇒国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道(高田 IC) ⇒県道 64 号三次美土里線⇒県道 6 号吉田邑南線	安芸高田市	吉田運動公園	吉田町相合 555-1
久木	③国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル) (⇒国道 184 号(志津見ダム付近) ⇒県道 325 佐田八神線⇒飯石広域農道) ⇒国道 54 号 ④国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル) ⇒松江自動車道(吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道(高田 IC) ⇒県道 64 号三次美土里線⇒県道 6 号吉田邑南線 ⑤国道 9 号⇒県道 26 号出雲三刀屋線⇒国道 54 号 ⑥国道 9 号⇒県道 26 号出雲三刀屋線⇒松江自動車道(木次三刀屋 IC) ⇒中国自動車道(高田 IC) ⇒県道 64 号三次美土里線⇒県道 6 号吉田邑南線	安芸高田市	甲田文化センターミュージアム	甲田町高田原 1446-3
			高宮ハーモニー広場	高宮町佐々部 983-2
		阿宮	①国道 9 号⇒国道 186 号 ②国道 9 号⇒山陰道(江津 IC)⇒浜田自動車道⇒中国自動車道(戸河内 IC)⇒国道 186 号 ③県道 26 号出雲三刀屋線⇒松江自動車道(木次三刀屋 IC) ⇒中国自動車道(戸河内 IC) ⇒国道 186 号	安芸太田町
鰐淵	①国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル) (⇒国道 184 号(志津見ダム付近) ⇒県道 325 佐田八神線⇒飯石広域農道) ⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 広島海田線 ②国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号線(東雲 IC) ⇒県道 164 広島海田線 ③国道 431 号⇒国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 191 号⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 広島海田線 ④国道 431 号⇒国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号 2 号線(東雲 IC) ⇒県道 164 広島海田線	海田町	海田町ひまわりプラザ	南つくも町 11 番 16 号
			海田東公民館	寺迫二丁目 2 番 59 号
		戸河内ふれあいセンター	大字戸河内 759-1	

避難元	避難ルート（資料6）	避難先	避難経由所	住所
上津	①県道26号出雲三刀屋線⇒国道54号⇒国道375号⇒県道340号下竹仁久芳線⇒県道33号瀬野川福富本郷線⇒県道46号広島白木線⇒国道2号線⇒県道174号瀬野呉線 ②県道26号出雲三刀屋線⇒松江自動車道（木次三刀屋IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号、2号⇒広島呉道路（坂北IC）⇒県道31号呉平谷線⇒県道34号矢野安浦線（広島熊野道路）	熊野町	熊野町民体育館、熊野町民グラウンド	川角五丁目10番1号
高松	①国道184号⇒県道39号湖陵掛合線（国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号⇒国道375号⇒国道185号 ②国道184号⇒県道39号湖陵掛合線⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号、2号⇒広島呉道路 ③国道9号（県道277号多伎江南出雲線）⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号⇒国道375号⇒国道185号	呉市	呉市総合体育館	広大新開1丁目7-1
塩冶	④国道9号（県道277号多伎江南出雲線）⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号、2号⇒広島呉道路 ⑤国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号、2号⇒広島呉道路	呉市	呉市体育館	中央1丁目4-4
四絡	①国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号 ②国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（広島IC） ③国道9号⇒国道261号⇒国道191号⇒国道54号 ④国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（広島IC）	広島市	福木公園 毘沙門台公園 毘沙門台東公園 高取公園 八木梅林公園 春日野中央公園 口田南公園 矢口が丘公園 中山公園 西山公園 倉掛公園 あさひが丘公園 みどり坂中央公園	東区福田一丁目 安佐南区毘沙門台三丁目2番 安佐南区毘沙門台東一丁目23番 安佐南区高取北四丁目17番 安佐南区八木一丁目 安佐南区山本新町二丁目204番6 安佐北区口田南六丁目 安佐北区口田南九丁目19番 安佐北区落合四丁目 安佐北区亀崎二丁目4番 安佐北区倉掛三丁目37番 安佐北区あさひが丘三丁目21番 安芸区瀬野西四丁目1番

避難元	避難ルート（資料6）	避難先	避難経由所	住所			
高浜		広島市	みどり坂第一公園	安芸区瀬野西二丁目2番			
			安芸矢野ニュータウン中央公園	安芸区矢野南二丁目9番			
			矢野新町公園	安芸区矢野新町一丁目1番			
			月が丘公園	安芸区矢野東三丁目12番ほか			
川跡	①国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道184号(志津見ダム付近)⇒県道325佐田八神線⇒飯石広域農道)⇒国道54号 ②国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合IC)⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道(広島IC) ③国道9号⇒国道261号⇒国道191号⇒国道54号 ④国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道(広島IC)	広島市	吉島東公園	中区吉島東三丁目1番			
			千田公園	中区千田町三丁目7番ほか			
			吉島公園	中区羽衣町16番			
			鈴が峰公園	西区鈴が峰町45番			
			鬼が城緑地	西区田方二丁目			
			古田台公園	西区古田台一丁目			
			こころ北公園	安佐南区伴南一丁目ほか			
			Aシティ中央公園	安佐南区大塚西七丁目			
			大塚学びの丘公園	安佐南区大塚東三丁目			
			伴西公園	安佐南区伴西一丁目			
			遙堪		広島市	寺山公園	安佐北区可部町大字上原
						勝木台公園	安佐北区亀山西二丁目
大津		広島市	東千田公園	中区東千田町一丁目			
			宇品第一公園	南区宇品東二丁目1番			
			湊崎公園	南区東雲三丁目18番			
			出島西公園	南区出島二丁目22番			
			比治山下公園	南区比治山本町8番			
			大芝公園	西区大芝公園			
出西	①県道26号出雲三刀屋線⇒国道54号 ②県道26号出雲三刀屋線⇒松江自動車道(三刀屋木次IC)⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道(広島IC) ③国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道184号(志津見ダム付近)⇒県道325佐田八神線⇒飯石広域農道)⇒国道54号 ④国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合IC)⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道(広島IC)	広島市	高須台中央公園	西区高須台三丁目			
			奥畑防災調節池公園	安佐南区伴南三丁目			
			西風新都東公園	安佐南区沼田町大塚東三丁目			
			若葉台中央公園	安佐南区伴北七丁目			
			彩が丘中央公園	佐伯区河内南一丁目21番ほか			
伊波野		広島市	井口台公園	西区井口台三丁目6番			
			西部埋立第二公園	西区井口明神二丁目10番			
			西部埋立第六公園	西区高工セノタ一丁目13番			
			西部埋立第八公園	西区草津南一丁目16番			
			石内南中央公園	佐伯区石内南四丁目1番			
			五月が丘第五公園	佐伯区五月が丘五丁目4番			
			薬師ヶ丘第六公園	佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘、大字保井田			
			美鈴が丘中央公園	佐伯区美鈴が丘西一丁目7番ほか			

避難元	避難ルート（資料6）	避難先	避難経由所	住所
鵜鷺	①県道23号斐川一畑大社線⇒県道29号大社日御碕線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号⇒国道375号⇒国道185号⇒国道487号 ②県道23号斐川一畑大社線⇒県道29号大社日御碕線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号、2号⇒広島呉道路⇒国道487号	江田島市	能美運動公園	能美町鹿川2041番地5
稗原	①県道51号出雲奥出雲線⇒国道54号⇒県道84号東海田広島線⇒県道37号広島三次線⇒県道164号広島海田線⇒国道31号 ②県道51号出雲奥出雲線⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号2号⇒広島呉道路（坂北IC） ③国道184号⇒県道39号湖陵掛合線（国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号⇒県道84号東海田広島線⇒県道37号広島三次線⇒県道164号広島海田線⇒国道31号 ④国道184号⇒県道39号湖陵掛合線⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号2号⇒広島呉道路（坂北IC）	坂町	北新地グラウンド	北新地一丁目2番75号
朝山	①国道184号⇒県道39号湖陵掛合線（国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号⇒国道191号⇒県道38号広島豊平線⇒県道71号広島湯来線⇒県道290号原田五日市線（石内バイパス）⇒国道2号 ②国道184号⇒県道39号湖陵掛合線⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（大竹IC）	大竹市	大竹市総合市民会館	立戸一丁目6-1
今市	①国道9号⇒国道261号⇒国道191号⇒県道38号広島豊平線⇒県道71号広島湯来線⇒県道290号原田五日市線（石内バイパス）⇒国道2号 ②国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（廿日市IC） ③国道9号⇒国道186号（吉和方面） ④国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道（吉和IC）	廿日市市	もみのき森林公園	吉和 1593 番地 75
			宮園公園	宮園四丁目1番
			昭北グラウンド	木材港北 1063 番地 1
			大野浄化センター	沖塩屋四丁目 6385 番地 35
			廿日市市浄化センター	串戸一丁目 20 番 1 号

避難元	避難ルート（資料6）	避難先	避難経由所	住所
鳶巣	①国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325佐田八神線⇒飯石広域農道⇒国道54号⇒県道84号東海田広島線⇒県道37号広島三次線⇒県道164号広島海田線 ②国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号線（府中IC） ③国道431号⇒国道9号⇒国道261号⇒国道191号⇒国道54号⇒県道84号東海田広島線⇒県道37号広島三次線⇒県道164号広島海田線 ④国道431号⇒国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号、2号（府中IC）	府中町	くすのきプラザ	本町5丁目10番15号
			日焼山広場	浜田4丁目6番
			揚倉山運動公園（下段）	山田5丁目5番1号
直江	①国道9号⇒国道261号⇒国道433号（⇒県道40号豊平芸北線） ②国道9号⇒江津自動車道⇒浜田自動車道（大朝IC）⇒国道433号（⇒県道40号豊平芸北線） ③国道9号⇒国道186号（芸北方面） ④国道9号⇒国道261号 ⑤国道9号⇒江津自動車道⇒浜田自動車道（千代田ICまたは大朝IC）	北広島町	ふれあい公園豊平とんぐり村	都志見 2609
			芸北運動公園	細見 141-16
			千代田運動公園	壬生 500
			大朝運動公園	大朝 1370

資料4 避難所（市外避難）一覧

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
国富 久木	安芸高田市	クリスタルアーシヨ	吉田町吉田 761
		安芸高田少年自然の家	吉田町吉田 406
		可愛小学校	吉田町山手 1165-3
		吉田サッカー公園	吉田町西浦 187-1
		吉田運動公園	吉田町相合 555-1
		郷野小学校	吉田町桂 234
		甲田人権会館	甲田町高田原 1458
		甲田中学校	甲田町高田原 1250
		甲田文化センターミュージス	甲田町高田原 1446-3
		下佐コミュニティ広場	高宮町佐々部 1522-2
		上佐コミュニティセンター	高宮町佐々部 976-1
		船佐小学校	高宮町佐々部 915-1
		船木ゆめ広場	高宮町船木 2334
		房後ふれあいセンター	高宮町房後 257
来原小学校	高宮町原田 3375		
阿宮	安芸太田町	つぼの地区交流センター	大字坪野 644
		加計体育館	大字加計 3838-1
		香南文化センター	大字加計 488
		殿賀ふれあいプラザ	大字下殿河内 711-1
		戸河内ふれあいセンター	大字戸河内 759-1
		戸河内交流センター	大字戸河内 604-2
		上殿コミュニティセンター	大字上殿 506
		筒賀福祉センター	大字中筒賀 2802-5
鰐淵	海田町	海田小学校	昭和中町 2番 55号
		海田西小学校	南つくも町 12番 3号
		海田西中学校	南つくも町 2番 2号
		海田町ひまわりプラザ	南つくも町 11番 16号
		海田公民館	中店 9番 31号
		海田中学校	幸町 10番 1号
		海田町民センター	寺迫一丁目 1番 29号
		海田東公民館	寺迫二丁目 2番 59号
		海田東小学校	浜角 1番 17号
		海田南小学校	大立町 12番 5号
上津	熊野町	熊野西公民館	貴船 9番 14号
		熊野第一小学校体育館	中溝四丁目 4番 1号
		熊野第三小学校体育館	貴船 15番 1号
		熊野第四小学校体育館	川角五丁目 13番 1号
		熊野第二小学校体育館	初神三丁目 25番 1号
		熊野中学校体育館	中溝六丁目 1番 1号
		熊野町公民館	中溝一丁目 11番 2号
		熊野町西部地域健康センター	貴船 6番 1号
熊野町中央ふれあい館	中溝四丁目 7番 16号		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
上津	熊野町	熊野町東部地域健康センター	新宮二丁目12番1号
		熊野町民体育館	川角五丁目10番1号
		熊野東公民館	初神三丁目24番27号
		熊野東中学校体育館	萩原一丁目23番1号
高松 塩冶	呉市	呉市立阿賀小学校	阿賀南2丁目1-1
		呉市立阿賀中学校	阿賀中央5丁目14-16
		呉市立横路小学校	広横路4丁目1-9
		呉市立横路中学校	広横路4丁目9-15
		呉市立郷原小学校	郷原町1584-1
		呉市立郷原中学校	郷原町字大鷲1706
		呉市立原小学校	阿賀北4丁目3-16
		呉市立呉高等学校	阿賀中央5丁目13-56
		呉市立広小学校	広杭本町3-1
		呉市立広中央中学校	広吉松2丁目15-1
		呉市立三坂地小学校	広中迫町4-1
		呉市立仁方小学校	仁方本町1丁目6-6
		呉市立仁方中学校	仁方棧橋通16-8
		呉市立川尻小学校	川尻町久俊1丁目5-24
		呉市立川尻中学校	川尻町西1丁目23-47
		呉市立広南小学校	広長浜4丁目1-26
		呉市立広南中学校	広長浜4丁目1-9
		呉市立白岳小学校	広駅前1丁目6-1
		呉市立白岳中学校	広駅前2丁目11-1
		スポーツ会館	二河町1-8
		つばき会館	中央6丁目2-9
		呉市立吉浦小学校	吉浦中町2丁目6-5
		呉市立吉浦中学校	狩留賀町8-6
		呉市立宮原小学校	宮原4丁目8-1
		呉市立宮原中学校	船見町1-1
		呉市立警固屋小学校	警固屋7丁目5-1
		呉市立警固屋中学校	警固屋7丁目4-1
		呉市立呉中央小学校	西中央3丁目11-13
		呉市立呉中央中学校	西中央4丁目10-52
		呉市立昭和西小学校	焼山宮ヶ迫1丁目3-1
		呉市立昭和中央小学校	焼山中央4丁目1-1
		呉市立昭和中学校	焼山中央6丁目9-1
		呉市立昭和東小学校	苗代町字八幡野39-2
		呉市立昭和南小学校	焼山此原町14-1
呉市立昭和北小学校	焼山本庄1丁目6-1		
呉市立昭和北中学校	焼山泉ヶ丘2丁目11-1		
呉市立長迫小学校	長迫町12-5		
呉市立坪内小学校	宮原12丁目13-1		
呉市立天応小学校	天応大浜2丁目1-64		
呉市立東畑中学校	東畑2丁目7-38		
呉市立片山中学校	東片山町13-5		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
高松 塩冶	呉市	呉市立本通小学校	寺本町1-10
		呉市立明立小学校	伏原2丁目6-38
		呉市立両城小学校	三条2丁目15-12
		呉市立和庄小学校	八幡町10-7
		呉市立和庄中学校	和庄登町3-18
		呉市立荘山田小学校	東中央3丁目1-23
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	広島市三入公民館	安佐北区三入5丁目15番9号
		安佐北区総合福祉センター(可部公民館)	安佐北区可部3丁目19番22号
		広島市亀山公民館	安佐北区亀山南3丁目16番16号
		安佐北区民文化センター	安佐北区可部7丁目28番25号
		広島市可部福祉センター	安佐北区可部南2丁目23番28号
		安佐南区民文化センター	安佐南区中筋1丁目22番17号
		広島市祇園公民館	安佐南区西原1丁目13番26号
		広島市祇園西公民館	安佐南区長東6丁目10番28号
		広島市佐東公民館	安佐南区緑井6丁目29番25号
		広島市東野公民館	安佐南区東野2丁目22番7号
		広島市安佐勤労青少年ホーム	安佐南区大町東3丁目25番12号
		広島市古市公民館	安佐南区古市3丁目24番8号
		広島市安東公民館	安佐南区安東2丁目16番42号
		広島市安公民館	安佐南区上安2丁目2番46号
		広島市高陽体育館	安佐北区深川6丁目19番15号
		広島市真亀公民館	安佐北区真亀1丁目3番27号
		広島市倉掛公民館	安佐北区倉掛1丁目12番1号
		広島市総合防災センター	安佐北区倉掛2丁目33番1号
		広島市口田公民館	安佐北区口田4丁目9番19号
		広島市白木公民館	安佐北区白木町秋山2391番4号
		広島市高陽公民館	安佐北区深川5丁目13番12号
		広島市日浦公民館	安佐北区あさひが丘3丁目23番13号
		青少年野外活動センター	安佐北区安佐町小河内5135番地
		広島市安佐公民館	安佐北区安佐町飯室3455番1号
		瀬野川公園	安芸区上瀬野町
		広島市瀬野公民館	安芸区瀬野1丁目29番21号
		広島市中野公民館	安芸区中野3丁目20番9号
		広島市畑賀福祉センター	安芸区畑賀3丁目30番14号
		広島市阿戸公民館	安芸区阿戸町6166番地
		広島市瀬野福祉センター	安芸区瀬野一丁目4-19
		広島市阿戸福祉センター	安芸区阿戸町6038
		広島市戸坂公民館	東区戸坂出江2丁目10番26号
		広島市中山福祉センター	東区中山南一丁目5-39
		広島市温品福祉センター	東区上温品一丁目24-1
広島市南区スポーツセンター	南区楠那町7番31号		
広島市船越公民館	安芸区船越5丁目22番23号		
安芸区民文化センター	安芸区船越南3丁目2番16号		
広島市矢野公民館	安芸区矢野西5丁目24番2号		
広島市矢野福祉センター	安芸区矢野西六丁目12-1		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	広島市中区スポーツセンター	中区千田町3丁目8番12号
		広島市アステールプラザ（国際青年会館を除く）	中区加古町4番17号
		広島国際会議場	中区中島町1番5号
		広島市文化交流会館（旧広島厚生年金会館）	中区加古町3番3号
		広島市舟入公民館	中区舟入川口町2番8号
		広島市吉島公民館	中区吉島西3丁目2番10号
		広島市吉島体育館	中区吉島西三丁目2番11号
		広島市吉島福祉センター	中区吉島東二丁目17-30
		広島市中央公民館	中区西白島町24番36号
		広島市青少年センター	中区基町5番61号
		鷹野橋職員会館	中区大手町5丁目6番3号
		広島市男女共同参画推進センター	中区大手町5丁目6番9号
		広島市早稲田公民館	東区牛田東4丁目19番1号
		西区民文化センター	西区横川新町6番1号
		広島市牛田公民館	東区牛田新町1丁目8番3号
		広島市三篠公民館	西区打越町10番23号
		三滝少年自然の家	西区三滝本町1丁目73番20号
		広島市戸坂福祉センター	東区戸坂大上一丁目4-22
		東区民文化センター	東区東蟹屋町10番31号
		広島市東地域交流センター	東区尾長東1丁目14番10号
		広島市心身障害者福祉センター	東区光町2丁目1番5号
		広島市仁保公民館	南区仁保新町1丁目8番6号
		南区民文化センター	南区比治山本町16番27号
		広島市竹屋公民館	中区宝町3番15号
		広島市大河公民館	南区北大河町15番12号
		広島市南区スポーツセンター宇品体育館	南区宇品海岸3丁目6番54号
		広島市宇品公民館	南区宇品御幸4丁目1番2号
		広島市似島公民館	南区似島町字家下752番74号
		似島臨海少年自然の家	南区似島町字東大谷182番地
		広島市西地域交流センター	西区福島町1丁目19番12号
		広島市南観音公民館	西区観音新町2丁目16番46号
		広島市観音公民館	西区観音本町2丁目1番77号
		広島市己斐公民館	西区己斐中1丁目6番20号
		広島市立大学	安佐南区大塚東3丁目4番1号
		交通科学館	安佐南区長楽寺2丁目12番2号
		広島市戸山公民館	安佐南区沼田町阿戸269番3号
広島市沼田公民館	安佐南区沼田町伴5697番地		
広島市安佐南区スポーツセンター	安佐南区沼田町大字伴4720番地の1		
広島市河内公民館	佐伯区五日市町大字上河内537番地		
広島市河内体育館	佐伯区五日市町大字上河内537番地		
広島市古田公民館	西区古江西町19番15号		
広島市西区スポーツセンター	西区庚午南2丁目41番1号		
広島市鈴が峰公民館	西区鈴が峰町44番1号		
広島市井口公民館	西区井口鈴が台2丁目14番8号		
広島市草津公民館	西区草津東2丁目20番7号		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	広島市佐伯区スポーツセンター湯来体育館	佐伯区湯来町大字白砂1215番地の1
		石内福祉センター	佐伯区石内南1丁目5番1号
		広島市湯来西公民館	佐伯区湯来町大字多田2714番地
		広島市藤の木公民館	佐伯区藤の木2丁目27番7号
		広島市八幡公民館	佐伯区八幡3丁目23番22号
		広島市五月が丘公民館	佐伯区五月が丘5丁目3番33号
		湯来福祉会館	佐伯区湯来町大字和田333
		広島市湯来南公民館	佐伯区湯来町大字伏谷甲13番1号
		佐伯区民文化センター	佐伯区五日市中央6丁目1番10号
		広島市美鈴が丘公民館	佐伯区美鈴が丘南3丁目1番9号
		広島市五日市公民館	佐伯区新宮苑11番14号
		広島市佐伯勤労青少年ホーム	佐伯区新宮苑11番43号
		広島市佐伯区スポーツセンター	佐伯区楽々園6丁目1番27号
		広島市五日市中央公民館	佐伯区五日市中央4丁目8番20号
広島市楽々園公民館・老人いこいの家楽々荘	佐伯区楽々園5丁目8番32号		
鵜鷺	江田島市	江田島市スポーツセンター	能美町中町3699-2
稗原	坂町	坂中学校	横浜中央一丁目6番57号
		B & G 海洋センター	北新地一丁目2番75号
朝山	大竹市	大竹市総合市民会館	立戸一丁目6-1
今市	廿日市市	さいき文化ホール	津田4218番地
		吉和市民センター	吉和3425番地1
		吉和福祉センター	吉和1771番地1
		玖島市民センター	玖島4347番地1
		広島県立もみのき森林公園	吉和1593番地75
		広島県立佐伯高等学校	津田850番地
		浅原市民センター	浅原2654番地3
		友和市民センター(佐伯保健センター)	友田407番地1
		阿品市民センター	阿品二丁目23番8号
		阿品台市民センター	阿品台四丁目1番41号
		宮園市民センター	宮園三丁目1番地5
		原市民センター	原439番地2
		四季が丘市民センター	四季が丘五丁目13番地3
		広島県立廿日市高等学校	桜尾三丁目3番1号
		中央市民センター	天神11番29号
		平良市民センター	平良二丁目7番6号
		広島県立宮島工業高等学校	物見西二丁目6番1号
		大野市民センター	大野1328番地
		大野西市民センター	丸石二丁目5番17号
		大野体育館	大野1328番地
		宮内市民センター	宮内1553番地
		串戸市民センター	串戸二丁目13番13号
広島県立廿日市西高等学校	阿品台西6番1号		
地御前市民センター	地御前三丁目10番5号		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
鳶巣	府中町	くすのきプラザ	本町1丁目10-15
		府中公民館	本町2丁目15-1
		府中町立体育館	本町1丁目10-1
直江	北広島町	とよひらウイング	都志見2609
		B & G 海洋センター	細見141-16
		千代田総合体育館	壬生500
		B & G 海洋センター	大朝1370

資料5 広域福祉避難所（市外避難）一覧

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
国富 久木	安芸高田市	中央保健センター	吉田町常友 1564-2
		ふれあいセンターいきいきの里	市吉田町常友 1254-15
		安芸高田少年自然の家	吉田町吉田 406
		ふれあいセンターこうだ 高宮老人福祉センター「福寿荘」	甲田町高田原 1490-1 高宮町原田 1779-1
阿宮	安芸太田町	川・森・文化・交流センター グリーンスパつつが	大字加計 5908-2 大字中筒賀 280
鰐淵	海田町	海田町福祉センター	日の出町 2番 35号
上津	熊野町	熊野町老人福祉センター	中溝一丁目 11番 2号
高松 塩冶	呉市	阿賀まちづくりセンター	阿賀中央6丁目2-16
		昭和まちづくりセンター	焼山中央2丁目8-12
		郷原まちづくりセンター	郷原町 1585-8
		吉浦まちづくりセンター	吉浦東本町1丁目7-23
		広まちづくりセンター	広古新開2丁目1-3
		二川まちづくりセンター	築地町 3-1
		川尻まちづくりセンター	川尻町東1丁目1番 21号
仁方まちづくりセンター	仁方本町1丁目6-11		
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	広島原爆養護ホーム舟入むつみ園	中区舟入幸町 14番 11号
		特別養護老人ホーム悠悠タウン江波	中区江波西二丁目 14番 8号
		特別養護老人ホームふくだの里	東区福田五丁目 1165番地の3
		特別養護老人ホーム虹の里	東区馬木二丁目 1398番地の1
		特別養護老人ホームへさか福寿苑	東区戸坂大上一丁目 5番 1-8号
		特別養護老人ホーム神田山長生園	東区牛田新町一丁目 18番 1号
		広島原爆養護ホーム神田山やすらぎ園	東区牛田新町一丁目 18番 2号
		デイサービスセンター光明	東区牛田本町五丁目 1番 2号
		特別養護老人ホーム寿老園	東区山根町 38番 23号
		特別養護老人ホーム蓬莱園	東区東山町 1番 9号
		特別養護老人ホーム光清苑	南区出汐二丁目 3番 46号
		障害者支援施設光清学園成人部	南区出汐二丁目 3番 46号
		特別養護老人ホームひうな荘	南区日宇那町 30番 1号
		特別養護老人ホーム広島和光園	南区宇品東三丁目 6番 26号
		養護老人ホーム広島平和養老館	南区似島町東大谷 3073番地の5
		特別養護老人ホームリバーサイド中広	西区中広町二丁目 15番 15号
		特別養護老人ホームくすの木苑	西区福島町二丁目 33番 30号
		特別養護老人ホーム千歳園	西区山田新町二丁目 7番 2号
		ケアハウスふれ愛	安佐南区上安六丁目 31番 1号
		特別養護老人ホーム慈光園	安佐南区高取北一丁目 17番 41号
特別養護老人ホーム春日野園	安佐南区山本新町二丁目 18番 9-14号		
特別養護老人ホーム和楽荘	安佐南区沼田町大字件 1432番地の1		
特別養護老人ホーム友愛園	安佐南区沼田町大字件 9000番地		
広島原爆擁護ホーム倉掛のぞみ園	安佐北区倉掛三丁目 50番 1号		
特別養護老人ホームなごみの郷	安佐北区落合南町 196番地の1		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	特別養護老人ホーム谷和の里	安佐北区可部町大字綾ヶ谷2175番地
		特別養護老人ホーム山まゆ	安佐北区大林町162番地の2
		養護老人ホーム緑ヶ丘静養園	安佐北区可部六丁目9番14号
		ケアハウスかんべ村	安佐北区可部七丁目13番15-1-7号
		特別養護老人ホームナーシングホームゆうゆう	安佐北区安佐町大字後山2415番地の5
		特別養護老人ホームあきなかの	安芸区中野三丁目9番5号
		広島原爆擁護ホーム矢野おりづる園	安芸区矢野東二丁目4番25号
		特別養護老人ホーム湯来保養園	佐伯区湯来町大字白砂82番4号
		見真学園	佐伯区五日市町大字石内1920番地
		自然の村	佐伯区五日市町大字石内1920番地
		特別養護老人ホーム石内慈光園	佐伯区五日市町大字石内6405番地の1
		特別養護老人ホーム五日市あかり園	佐伯区五日市町大字下河内591番地の1
		特別養護老人ホームやすらぎの里	佐伯区五月が丘四丁目15番6号
		特別養護老人ホーム陽光の家	佐伯区三宅六丁目105番地
鵜鷺	江田島市	中町公民館	能美町中町4940
稗原	坂町	坂町保健センター	坂西一丁目18番14号
朝山	大竹市	サントピア大竹	西栄2丁目4-1
今市	廿日市市	廿日市市総合健康福祉センター	新宮一丁目13番1号
		大野福祉保健センター	大野4124
鳶巣	府中町	福寿館	浜田本町5-25
		くすのきプラザ小アリーナ	本町1丁目10-15
直江	北広島町	大朝保健センター	大朝2513-1
		豊平保健福祉センター	阿坂4705

